

様式第1号の2の6 (その1) (第2の3関係)

排煙設備 調査表

調 査 項 目		法令	添付図書	調査結果	
防 煙 区 画	間仕切壁、天井面から 50 cm (地下街は 80 cm) 以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効力のあるもので、不燃材料で造り、又は覆われたもので床面積 500 m ² (地下街は 300 m ²) 以下に区画すること。	消則第 30 条 第 1 号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
排 煙 口	設 置 個 数	消則第 30 条 第 1 号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	設 置 位 置			防煙区画のごとに 1 以上の排煙口を設けること。 (風道に接続した給気口からの給気により煙を有効に排除できる防煙区画を除く。)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
				防煙区画の各部分から一の排煙口までの水平距離が 30m 以下となるように設けること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	構 造			天井又は壁 (防煙壁の下端より上部かつ床面からの高さが天井の高さの 2 分の 1 以上の部分) に設けること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
				排煙用の風道に接続され、又は直接外気に接していること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
				排煙に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれのないものであること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
排 煙 風 道	構 造	消則第 30 条 第 3 号		排煙用の風道に接続されているものは、排煙時以外は閉鎖状態にあり、排煙上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。	
				排煙上及び保安上必要な強度、容量及び気密性を有するものであること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	延 焼 防 止			排煙機に接続されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
				風道内の煙の熱により、周囲への過熱、延焼等が発生するおそれのある場合は、風道の断熱、可燃物との隔離等の措置を講ずること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	貫 通 処 理			風道が防煙壁を貫通する場合は、排煙上支障となるすき間を生じないようにすること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
				防 火 ダ ン パ ー	外部から容易に開閉することができること。
防火上有効な構造を有するものであること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
自動閉鎖装置を設けたダンパーの閉鎖温度は、280 度以上とすること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
消火活動拠点に設ける排煙口に接続する風道には、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適				
給 気 口	設 置 個 数	消則第 30 条 第 2 号		特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の消火活動拠点ごとに 1 以上の給気口を設けること。	
	設 置 位 置			床又は壁 (床面からの高さが天井の高さの 2 分の 1 未満の部分) に設けること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
				構 造	給気用の風道に接続され、又は直接外気に接していること。
	給気に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれのないものであること。				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
給 気 風 道	構 造	消則第 30 条 第 3 号		給気用の風道に接続されているものは、給気時以外は閉鎖状態にあり、給気上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。	
				給気上及び保安上必要な強度、容量及び気密性を有するものであること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	延 焼 防 止			給気機に接続されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
				風道内の煙の熱により、周囲への過熱、延焼等が発生するおそれのある場合は、風道の断熱、可燃物との隔離等の措置を講ずること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	貫 通 処 理			風道が防煙壁を貫通する場合は、排煙上支障となるすき間を生じないようにすること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
				防 火 ダ ン パ ー	外部から容易に開閉することができること。
防火上有効な構造を有するものであること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適				

様式第1号の2の6 (その2)

調査項目		法令	添付図書	調査結果			
給気風道	防火ダンパー	自動閉鎖装置を設けたダンパーの閉鎖温度は280度以上とすること。	消則第30条第3号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
		消火活動拠点に設ける給気口に接続する風道には、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
耐熱性		排煙口、風道等は煙の熱及び成分により機能に支障を生ずるおそれのない材料で造ること。	消令第28条第2項第3号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
起動装置	設置	排煙設備には、手動起動装置又は火災の発生を感知した場合に作動する自動起動装置が設けること。	消令第28条第2項第2号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
	手動起動装置	一の防煙区画ごとに設けること。	消則第30条第4号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
		防煙区画内を見通せ、火災時に容易に接近できる箇所に設けること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
		操作部は、次の高さに設けること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
		<table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>床面からの高さ</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>0.8m以上1.5m以下</td> </tr> <tr> <td>天井つり下げ</td> <td>おおむね1.8m</td> </tr> </table>		設置場所	床面からの高さ	壁	0.8m以上1.5m以下
設置場所	床面からの高さ						
壁	0.8m以上1.5m以下						
天井つり下げ	おおむね1.8m						
操作部の直近の見やすい箇所に、排煙設備の起動装置である旨及びその使用方法を表示すること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適						
自動起動装置	自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して起動するものであること。	消則第30条第4号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適				
	防災センター等に自動手動切替え装置を設けること。この場合、手動起動装置は、基準に適合するものであること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適				
排煙機	給気機	排煙機及び給気機は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。	消則第30条第5号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
排煙・給気性能		排煙機は消則に定める排煙性能を有すること。	消則第30条第6号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
		直接外気に接する排煙口は次の面積以上であること。 ・消火活動拠点：2㎡ (特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用する場合は3㎡) ・消火活動拠点以外：防煙区画の床面積の50分の1		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
		消火活動拠点の給気は、次のいずれかにより行うこと。 ・給気機 (消火活動上必要な量の空気供給性能をもつもの) ・直接外気に接する給気口 (給気口の面積の合計が1㎡以上のもの) (特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用する場合は1.5㎡以上のもの)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
電源	電源	電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐せずにとること。	消則第30条第7号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
	開閉器	電源の開閉器には、排煙設備用のものである旨を表示すること。	消則第24条第3号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
配線		操作回路は、耐熱配線とすること。	消則第30条第9号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
耐震措置		風道、排煙機、給気機及び非常電源には、地震による地震動に耐えるための有効な措置を講じること。	消則第30条第11号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
非常電源		排煙設備には、非常電源を附置すること。	消令第28条第2項第4号 消則第30条第8号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
その他							

備考1 添付図書欄には、項目を確認できる図書の図面番号等を記入すること。

2 調査項目が非該当の場合は、当該調査結果欄に斜線を入れること。

3 その他欄には、調査項目以外で調査した内容等を記入すること。

4 凡例

消令：消防法施行令（昭和36年政令第37号） 消則：消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）